

Vリーグ機構登録規程

第1条 【目的】

この規程は、一般社団法人日本バレーボールリーグ機構（以下、Vリーグ機構）が主催する公式試合に参加するチームおよび選手の登録に関する手続きなどを定めることを目的とする。

第2条 【登録の義務】

参加チームは、この規程の定めるところにより、チームおよび構成員をVリーグ機構に登録しなければならない。

第3条 【Vリーグ機構登録】

Vリーグ機構は、第2条に基づき、参加チームから届出された事項により、チームに関する「チーム登録簿」および、構成員に関する「選手等登録簿」を作成し、登録を行なう。

第4条 【登録の方法】

- ① 参加チームは、Vリーグ機構所定の書式に必要事項を記載し、チーム登録ならびに、選手の個人登録を、Vリーグ機構に届け出るものとする。
- ② 登録の年度更新は、毎年7月1日より1ヶ月間とする。
- ③ 登録の追加、変更、抹消は、いつでも行えるものとする。

第5条 【チーム登録】

- ① 「チーム登録簿」に記載する事項は、次の各号のとおりとする。
 - (1) Vリーグ機構の社員名
 - (2) チーム名
 - (3) ニックネーム（愛称）
 - (4) 呼称（略称も含む）
 - (5) ロゴマーク
 - (6) ホームタウン
 - (7) 役員一覧
- ② 役員一覧には、次のものを必ず届けなければならない。
 - (1) 部長 1名
 - (2) 監督 1名
 - (3) コーチ 1名以上
 - (4) マネージャー 1名以上
 - (5) トレーナー 1名以上

第5条-2 【Vリーグの監督】

- ① Vリーグ機構のチームの監督は、Vリーグ機構規約第74条に基づく資格を有するものでなければならない。
- ② Vリーグの公式試合の監督は、第74条により正規に登録された監督でなければならない。
- ③ やむを得ない事情により、公式試合の監督を第74条にいう正規の監督が行えない場合は、当該チームは事前にVリーグ機構会長に申請を行い、その承認を得なければならない。

- ④ 事前に申請ができない特別な場合は、その理由が正当なものであるかどうかを JURY が判断し、問題がなければ試合は行い、事後に承認を得るものとする。
- ⑤ 正当な理由がなく、正規の監督の起用ができない場合は、その試合は棄権したものとみなす。
- ⑥ チームが新任の監督を起用する場合に限り、2 年間は V リーグ機構規約第 74 条に定める監督資格を有しないものであっても、正規の監督として登録することができる。
- ⑦ ⑥でいう新任の監督とは、「平成 17 年度以降、V リーグ機構にチーム登録上、一度でも監督登録したことのない者」をいう。ただし、この期間において不測の事態により、試合上（コート上）の監督を務めたことがあっても、チーム登録上の監督とは見なさない。
- ⑧ 資格を持たない新任監督（以下、無資格新任監督という）を、正規の監督として登録する場合は、次の条件を満たさなければならない。
 - a) スタッフの中に、プレミアリーグの場合は上級コーチ、チャレンジリーグの場合はコーチ資格を有する者（以下、指定有資格者という）を 1 名採用しなければならない。
 - b) 無資格新任監督を⑥項により正規の監督として登録する場合は、指定有資格者を必ず 1 名をベンチ入りさせなければならない。
 - c) 無資格新任監督は、暫定期間である 2 年以内に、V リーグ機構規約第 74 条に定める資格を取得しなければならない。
 - d) 無資格新任監督が、2 年以内に V リーグ機構規約第 74 条に定める資格を取得出来ない場合は、その次のシーズンから最低 2 年間は、指定有資格者もしくはその他の有資格者を監督として必ず登録しなければならない。

第 6 条 【選手登録】

「選手登録簿」に記載する事項は、次の各号とする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 所属チームの名称
- (4) 前各号のほか、V リーグ機構が指定する事項

第 7 条 【参加チームの資格】

V リーグ機構定款第 9 条に定めるところに基づき、公益財団法人日本バレーボール協会（以下、JVA）に登録しているチームであって、社員総会で V リーグへの参加が認められたものとする。

第 8 条 【選手の資格】

登録申請できる選手の資格は次の各号によるものとする。

- (1) 参加チームの登録構成員として、JVA 加盟チーム登録されたもの
- (2) JVA 加盟チーム登録構成員で、当該チームと V リーグ機構規約第 57 条に定める選手契約を完了しているもの
- (3) 国際バレーボール連盟の規程に従い、正当な手続きが完了している外国籍選手

第 9 条 【大会出場資格】

V リーグ機構の公式試合への出場は、登録チームの登録構成員でなければならない。

第10条 【二重登録の禁止】

Vリーグ機構への登録は1人1チームとし、重複して登録してはならない。

第11条 【外国籍選手】

- ① Vリーグに登録する外国籍選手を次の2種類に区分する。
 - (1) A登録外国籍選手
日本国籍を有せず、下記の条件のいずれかに該当しない選手
 - (i) 日本で出生し引き続き日本で生活をしている外国籍選手
 - (ii) B登録外国籍選手
 - (2) B登録外国籍選手
20歳以上で、帰化の意思があり別途定める条件をすべて満たし、3年以内に帰化が許可される見込みの外国籍選手
- ② A登録外国籍選手、B登録外国籍選手とも、各1名に限り構成員とすることができる。
- ③ 構成員とする外国籍選手は、チーム構成員としてJVA登録をしなければならない。
- ④ 日本で出生し引き続き日本で生活している外国籍選手は、外国籍選手の枠に含まず、日本国籍選手と同等の扱いとする。
- ⑤ 外国籍選手の登録に関する詳細は、別途定める「外国籍選手の登録に関する規程」による。

第12条 【登録の変更】

- ① 参加チームは、その登録構成員に追加あるいは変更がある場合は、遅滞無くVリーグ機構に届出なければならない。
- ② 登録構成員（選手）の追加あるいは変更は、Vリーグ機構がこれを受理した日より10日を経過した日から、その効力を発生するものとする。
- ③ 参加チームは、その登録構成員（選手）についてVリーグ機構規約第57条に定める選手契約を解消した（以下、離籍）ときは、直ちに登録抹消届を所属する都道府県協会を通じてJVAに提出するとともに、Vリーグ機構に提出しなければならない。
特に、練習への不参加の常態化など、チームとしての統制行動から離脱し、チーム構成員の実態がなくなった場合は、速やかに離籍届を提出しなければならない。
- ④ 登録を抹消されたものの登録は、抹消の届出が受理された日をもって効力を失う。
- ⑤ 外国籍選手の登録抹消ならびに登録の変更に伴う追加登録の届出は、開幕日の前日までとし、以降は受理しない。
- ⑥ ⑤項における開幕日は、各大会の実態に合わせて別途定めることがある。

第13条 【移籍】

- ① 前のチームを離籍または退社の日より早い方から1年を経過した選手は、いかなるチームの選手としても選手契約およびVリーグ登録をして各リーグに出場することができる。
- ② チームは、所属選手でなくなった選手について、所定の様式に選手ごとに下記の区分を明記して、速やかにVリーグ機構に提出しなければならない。
 - (1) 移籍希望（区分A）選手
他チームへの移籍を希望している選手で、前所属チームが、Vリーグ機構主催の大

会への出場を離籍日直後から認めている選手

(2) 移籍希望（区分B）選手

他チームへの移籍を希望している選手で、前所属チームが、Vリーグ機構主催の大会への出場を離籍後1年間認めていない選手

(3) 引退選手

社業に専念したり、ビーチバレーや9人制などVリーグ機構以外へ転出するなど、上記(1)、(2)に該当しない選手

③ 参加チームの登録構成員（選手）は、大会開幕日より大会全試合終了日およびチャレンジマッチ（入替戦）終了日まで、他のチームに移籍することは出来ない。

ただし、①項に該当する選手はこの限りではない。また、一度離籍した選手が直前に所属したチームと再契約する場合もこの限りではない。

④ 移籍希望（区分A）選手は、前項に制限された以外の期間において、他の参加チームの構成員（選手）として選手契約およびVリーグ登録をして各リーグに出場することができる。

⑤ 移籍希望（区分B）選手が、前項に制限された以外の期間において、他の参加チームの構成員（選手）として選手契約およびVリーグ登録をして各リーグに出場するためには、移籍前・後の両チームの部長と本人（未成年者の場合は保護者も含む）の三者による同意書を提出しなければならない。

⑥ 参加チームの構成員であった選手で、海外に移籍した選手が、再び登録構成員として復帰する場合は、次のとおりとする。

(1) 日本での所属チームの登録を抹消しないまま海外に移籍した選手が、再び日本のチームでプレーする場合は、前所属チームでプレーするものとする。

なお、移籍の際、前所属チームに復帰を希望するにもかかわらず、海外移籍先チームの事情などにより登録の抹消を余儀なくされた場合は、休部扱いであることを登録抹消時に明記しておかなければならない。この場合、離籍届は提出しない。

(2) 日本での所属チームの登録を抹消して海外に移籍した選手が、前所属チームを離籍または退社した日から1年を経過しないで前所属チームと異なる日本のチームで再びプレーをする場合、前所属チームから離籍届を提出し、正規の移籍手続きを経なければ大会に出場できない。

⑦ 外国籍選手の移籍に関しては、②項を適用せず、国際バレーボール連盟の規程によるものとする。

⑧ 移籍の手続きの詳細は、別途定める「Vリーグ間の移籍手続きに関する規程」による。

第14条（改正）

本規程を改正しようとするときは、運営会議の発議に基づく理事会の決議により、これを行う。

附 則

本規程は、平成 18 年 7 月 1 日から適用する。

改 正

第 11 条②項を追加（平成 19 年 9 月 6 日理事会承認）

第 11 条、第 13 条を修正（平成 21 年 4 月 2 日理事会承認）

第 12 条③項に離籍届出義務文言を追加

第 13 条③項の「大会開幕の 30 日前」を「大会開幕日」に改正する。

（以上 2 項目、平成 23 年 6 月 13 日理事会承認）

第 5 条-2 の条文を新たに追加する。

（平成 23 年 6 月 13 日、7 月 25 日両理事会承認）